

学校法人行岡保健衛生学園

寄附行為

学校法人行岡保健衛生学園 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は学校法人行岡保健衛生学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は事務所を大阪市北区浮田 2 丁目 2 番 1 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い保健衛生業務に必要な教育を行うことを目的とする。

(設置する学校等)

第 4 条 この法人は前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

- 1 大阪行岡医療大学 医療学部 理学療法学科
- 2 行岡医学技術専門学校 医療専門課程
- 3 大阪行岡医療専門学校長柄校 医療専門課程

(収益事業)

第 5 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 1 不動産賃貸業

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 6 条 この法人には下記の役員を置く。

- 1 理事 8 人
- 2 監事 2 人

(2) 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事会)

第7条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

(2) 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(3) 理事会は、理事長が招集する。

(4) 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

(5) 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

(6) 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(7) 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。

(8) 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(9) 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達したときは、この限りではない。

(10) 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(11) 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(12) 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(13) 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

(14) 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを法人事務局に備えて置かなければならない。

(理事長の職務)

第8条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第9条 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第10条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名する順位に従い、理事が理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第11条 理事は次に掲げる者とする。

- 1 この法人の設置する大学の学長1人
- 2 評議員のうちから理事会において選任された者4人
- 3 学識経験者のうち理事長が推薦し理事会において選任された者3人

(2) 前項第1号及び第2号に規定する理事は学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第12条 監事はこの法人の理事、職員(校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(2) 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 この法人の業務を監査すること。
- 2 この法人の財産の状況を監査すること。
- 3 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 4 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 5 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 6 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第13条 役員(第11条第1項第1号に規定する理事を除く。この条中以下同じ)の任期は4年とする。但し欠員が生じた場合は、1月以内に補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(2) 役員は再任されることができる。

(3) 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(役員解任及び退任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の過半数の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

- 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 3 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- (2) 役員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
 - 2 辞任。
 - 3 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第15条 この法人に、評議員会を置く。

- (2) 評議員会は19人の評議員を以て組織する。
- (3) 評議員会は理事長が招集する。
- (4) 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- (5) 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- (6) 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- (7) 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。
- (8) 評議員会は評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することが出来ない。
- (9) 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- (10) 評議員会の議事は、議長を除く出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (11) 第7条第13項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、署名押印は議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員1人が行う。

(議決事項)

第16条 第14条第1項、第20条第1項及び第33条第1項第1号に規定する場合には評議員会の議決を要する。

(諮問事項)

第17条 次の各号に掲げる事項については理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 予算、借入金（当該会計年度内の収入金を以て償還する一時の借入金を除く）及び、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 2 事業計画
- 3 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 4 寄附行為の変更
- 5 合併
- 6 目的たる事業の成功の不能による解散
- 7 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定
- 8 寄附金の募集に関する事項
- 9 収益事業に関する重要事項
- 10 寄附行為の施行細則に関する事項
- 11 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(2) 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第18条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者6人
- 2 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者2人
- 3 学識経験者のうちから、理事会において選任した者11人

(2) 前項第1号規定する評議員は、この法人の職員を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第19条 評議員（前条第1項第1号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ）の任期は4年とする。但し欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

(2) 評議員は再任されることができる。

(3) 評議員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第20条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の過半数の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- (2) 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
 - 2 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第21条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第22条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

(2) 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

(3) 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

(4) 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

(5) 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第23条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第24条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第25条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、試験料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第26条 この法人の会計は学校法人会計基準により行う。

(2) この法人の会計は、学校の経営に関する会計及び収益事業に関する会計に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第27条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第28条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

(2) 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(3) 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(予算外の新たな業務の負担又は放棄)

第29条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第30条 この法人は毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

(2) この法人は、前項の書類及び第12条第2項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第31条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第32条 この法人の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第33条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 1 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 2 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 3 合併
- 4 破産
- 5 文部科学大臣の解散命令

(2) 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第34条 この法人が解散(合併又は破産に因る解散を除外)した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う公益法人のうちから解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決によって選定されたものに帰属する。

(合併)

第35条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(2) 合併は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(2) 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出

なければならない。

第 8 章 公告の方法、その他

(書類及び帳簿の備付)

第 37 条 この法人は、第 30 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務局に備えて置かなければならない。

- 1 寄附行為
- 2 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 3 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 4 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は設立する各学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 39 条 この寄附行為の施行についての細則は理事会において決定する。

(附則) この法人の組織変更時の役員は次のとおりとする。

理事 (理事長) 行岡正雄、理事 行岡久美子、理事 松下尚司、
理事 行岡陽子、理事 速水泰彦、理事 栗栖浩二郎、理事 曾和融生、
理事 七川歆次、
監事 三木秀夫、監事 小川嘉誉

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (平成 23 年 10 月 25 日) から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (平成 26 年 11 月 21 日) から施行する。